

経営相談 Q & A

中小事業主等の労災保険（特別加入制度）

Q

私は、10名の労働者を雇用する株式会社（小売業）の代表取締役です。労働者は労災保険に加入していますので、業務中に万が一事故等が起きても補償面での安心感はあるのですが、経営者である私は労働者でないため労災保険の加入対象外となっています。しかし、小規模なわが社では経営者といえども労働者とともに現場で作業することも多く、事故が起きた時のことを憂慮しています。何か良い手立てはないでしょうか。

A

労災保険（労働者災害補償保険）は、本来、労働者の業務及び通勤による災害に対して保険給付を行う制度であり、事業主、自営業者、家族従業者など労働者以外の方は労災保険の対象になりません。

しかし、労働者以外でも、その業務の実情や災害の発生状況その他からみて、特に労働者に準じて保護をすることが適当であると認められる人もいます。これらの人を労災保険の適用労働者とみなして業務災害及び通勤災害について保険給付等を行うのが「特別加入制度」です。特別加入制度は任意加入ですが、加入できる事業等の範囲等に一定の条件があります。

特別加入は、以下の図のように第1種から第3種までの3種類があります。お問い合わせの方は、労働者10名を雇用する小売業（株式会社）の経営者ですので、中小事業主等に該当し、「第1種特別加入」の対象となります。

特別加入の種類	
第1種	中小事業主および家族従事者等
第2種	一人親方その他の自営業者および家族従事者、特定作業従事者
第3種	海外派遣者

中小事業主等と認められる企業規模

業種	労働者数	業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下	卸売業 サービス業	100人以下
		上記以外の業種	300人以下

1つの企業に工場や支店などがいくつかあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものの。

中小事業主等とは

- ①上表に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- ②労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

■加入の一般的要件

中小事業主等が特別加入するためには、

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

の2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要です。

■給付基礎日額及び保険料

労災保険料は対象となる労働者の賃金総額（※）に労災保険率をかけて計算します。

（※）賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもの。

労災保険の給付額を算定する基礎となるのが「給付基礎日額」で、労働基準法第12条の平均賃

金に相当する額とされます。給付基礎日額は、労働者の賃金によってあらかじめ決まっていますが、特別加入者の場合は、本人の申請に基づいて都道府県労働局長が決定するため、金額を3,500円～20,000円で任意に設定できます。また、労働局長の承認を得て金額の変更や脱退も可能です。

保険料は、任意に設定した給付基礎日額を年額に直し、それに業種ごとに決められた保険料率を乗じて算出します。

(例) 給付基礎日額：10,000円、
 保険料率 3.5/1,000 (小売業) の場合
 年間保険料 = 10,000円 × 365日 × 3.5/1,000
 = 12,775円

■補償の対象となる範囲

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たす時に給付されます。同一の中小事業者が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合には保険給付を受けることができません。

○業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- ①申請者の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ②労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合
- ⑤事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合

※船員である中小事業主等が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合は、積極的な私的行為を除き業務遂行性が認められます。

⑥通勤途上で次の場合

- ・労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
- ・突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

⑦事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

○通勤災害

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

■保険給付・特別支給金の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

保険給付一覧表（抜粋）	
保険給付の種類(※)	支給事由
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合
休業補償給付(○) 休業給付(○)	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償給付(○) 障害給付(○)	[障害(補償)年金] 業務災害または通勤災害による疾病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害(補償)一時金] 業務災害または通勤災害による疾病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金(○) 傷病年金(○)	業務災害または通勤災害による疾病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①疾病が治っていないこと ②疾病による障害の程度が疾病等級に該当することのいずれにも該当する場合
遺族補償給付(○) 遺族給付(○)	[遺族(補償)給付] 業務災害または通勤災害により死亡した場合（年金額は遺族の人数に応じて異なります） [遺族(補償)一時金] ①遺族(補償)年金の受給資格を持つ遺族がいない場合 ②遺族(補償)年金を受けている遺族が失権し、かつ、他の遺族(補償)年金の受給資格をもつ方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合

(※) 業務災害の場合は上段、通勤災害の場合は下段の保険給付
 (注) 保険給付の後に(○)があるものは、特別支給金も支給される。

■第2種及び第3種の特別加入

それぞれ加入者の範囲や要件が異なります。給付内容等、特別加入に関する詳細は、厚生労働省HP等でご確認ください。

(丸尾尚史)